# 第8次愛媛県地域保健医療計画における基準病床数について

令和5年12月 愛媛県保健福祉部医療対策課

# 目的

病床の整備について、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて、<u>病床の地域的偏在を是正し、全国</u>的に一定水準以上の医療を確保

# 仕組み

- 病院又は診療所の開設等を行う場合は、都道府県知事(保健所設置市長、特別区長)に開設等の許可申 請を行い、許可を受ける必要。(医療法第7条)
- 開設等の許可に対し、既存の病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、以下のとおり対応。

## ①<u>公的医療機関等</u>(※)

- 都道県知事は、都道府県医療審議会の意見を聴いて、<u>許可をしないことができる。(医療法第7条の2)</u>
  - ※ 公的医療機関等: 医療法第31条に定める公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者(地方独立行政法人、日本赤十字社、 社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等)の開設する医療機関)及び医療法第7条の2第1項2号から8号に 掲げる者(共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関

## ②その他の医療機関

- ・ 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、 開設・増床等に関して、**勧告を行うことができる**。(医療法第30条の11)
- ・ 病床過剰地域において、開設許可等に係る都道府県知事の<u>勧告に従わない場合は、保険医療機関の指定を行わないことができる。</u>(健康保険法第65条第4項)

## 特例措置

- 病床過剰地域であっても、一定の条件を満たす場合には、<u>特例として新たに病床を整備することが可能。</u> <特例が認められるケース>
  - ・ がん又は循環器疾患に係る専門病床など、特定の病床を整備する場合
  - 公的医療機関等を含め、複数の医療機関の再編統合\*(\*)場合

# 基準病床数と既存病床数

基準病床数:全国一律の算定式により、都道府県が設定する病床数(地域で整備する病床数の上限)

既存病床数: 基準病床数と比較し、病床過剰地域か否かを判断する際の基準となる病床数

#### 基準病床数

○ 都道府県は、以下の算定式(ア+イ±ウ)に基づき、<u>二次医療</u> 圏単位で一般病床及び療養病床に係る基準病床数を設定。

#### ア「一般病床」=

((性別·年齢階級別人口)×(性別·年齢階級別一般病床退院率)× (平均在院日数)+(流入入院患者)-(流出入院患者))÷病床利用 率

#### イ「療養病床」=

((性別·年齢階級別人口)×(性別·年齢階級別療養病床入院受療率)-(在宅医療等で対応可能な数)+(流入入院患者)-(流出入院患者))÷病床利用率

#### ウ「都道府県を越えた患者流出入」

都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、 流出先都道府県と協議を行い合意を得た数を基準病床数に加減すること ができる。

○「一般病床」及び「療養病床」以外の病床(「精神病床」「結核 病床」「感染症病床」)の基準病床数は、以下の全国統一の考 え方により、都道府県の区域ごとに算定されている。

#### ▶ 精神病床

都道府県の年齢階級別人口、1年以上継続して入院している割合、病床利用率 等から計算し設定。

#### ▶ 結核病床

都道府県において結核の予防等を図るため必要な数を都道府県知事が設定。

#### ▶ 感染症病床

都道府県の特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に都道府県知事が設定。

### 既存病床数(一般·療養病床)

- <既存病床として算定する対象>
- 病院の一般病床及び療養病床
- ・ **有床診療所**の一般病床(平成19年1月1日以後に使用許可を 受けたものに限る)及び療養病床
- ・ 介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数(平成30年4月1日以後に療養病床から転換を行ったものに限り、令和6年3月31日までの間は既存病床数として算定)

#### <既存病床数の補正>

職域病院等の病床は、部外者が利用している部分を除き、特定の患者のみが利用しているため、既存病床数には算定しない。(医療法施行規則第30条の33)

#### 「職域病院等」

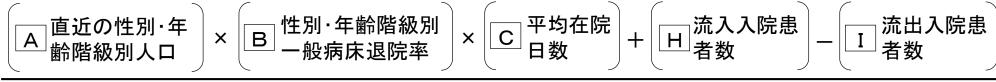
- ・国等(宮内庁、防衛省、労働者健康安全機構等)の開設する病院等
- ・特定の事業所の従業員(家族)の診療のみを行う病院
- ・医療型障害児入所施設である病院
- 放射線治療病室の病床
- ・ハンセン病療養所の病床

等

# 1 一般病床及び療養病床

【根拠】医療法施行規則第30条の30第1項

(1) 一般病床



D 病床利用率

(2) 療養病床



G 病床利用率

(3) 都道府県間の患者流出入を見込む場合

流出先又は流入元の都道府県と協議を行い定めた数

### A. 直近の性別·年齢階級別人口

【根拠】医療計画作成指針(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局通知、同年6月一部改正) 🖒 **令和2年国勢調査人口** 

圏域	性別	総数	0~ 4歳	5~ 9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以
宇摩	男	37, 655	1, 290	1, 532	1, 724	1, 578	1, 459	1, 671	1, 861	2, 142	2, 479	2, 919	2, 446	2, 408	2, 604	3, 060	3, 252	2, 087	3, 143
<b>丁</b> /	女	40, 053	1, 204	1, 434	1, 659	1, 373	1, 252	1, 538	1, 782	1, 941	2, 347	2, 729	2, 368	2, 571	2, 739	3, 238	3, 470	2, 645	5, 763
新居浜・	男	104, 936	4, 024	4, 771	5, 079	4, 822	3, 943	4, 969	5, 541	6, 122	7, 175	8, 289	6, 732	6, 782	6, 490	7, 498	8, 532	5, 846	8, 321
西条	女	112, 972	3, 868	4, 507	4, 881	4, 226	3, 502	4, 286	4, 966	5, 944	6, 717	8, 017	6, 603	6, 844	7, 080	8, 289	9, 730	7, 355	16, 157
今治	男	74, 656	2, 422	3, 087	3, 361	3, 425	2, 654	3, 391	3, 875	4, 225	4, 723	5, 663	4, 629	4, 511	4, 687	5, 590	6, 971	4,836	6, 606
7 /0	女	82, 379	2, 395	2, 874	3, 223	3, 055	2, 474	2, 702	3, 271	3, 989	4, 582	5, 775	5, 026	4, 916	5, 170	6, 416	7, 871	6, 409	12, 231
松山	男	285, 861	11, 430	13, 719	14, 203	15, 203	13, 717	12, 881	14, 342	16, 903	19, 526	22, 813	18, 719	17, 804	18, 488	20, 157	21, 151	14, 642	20, 163
1Z III	女	327, 185	11, 008	12, 912	13, 759	14, 369	14, 166	13, 627	15, 592	18, 245	21, 033	24, 189	20, 984	20, 656	21,063	22, 799	25, 057	19, 114	38, 612
八幡浜・	男	61,837	1, 851	2, 395	2, 679	2, 518	1, 398	2, 029	2, 401	2, 984	3, 618	3, 982	3, 778	4, 328	4, 998	5, 634	6, 116	3, 988	7, 140
大洲	女	68, 936	1, 799	2, 230	2, 478	2, 297	1, 467	1, 773	2, 371	3, 003	3, 404	3, 997	3, 934	4, 273	4, 916	5, 906	6, 410	5, 183	13, 495
中和自	男	48, 286	1, 403	1, 802	2, 033	1, 784	1, 204	1, 541	1, 784	2, 215	2, 890	3, 375	2, 980	3, 373	3, 758	4, 649	5, 222	3, 135	5, 138
宇和島	女	55, 025	1, 224	1, 641	1, 863	1, 755	1, 098	1, 323	1, 680	2, 164	2, 762	3, 324	3, 236	3, 521	4, 182	5, 023	5, 702	4, 263	10, 264

## B. 性別·年齢階級別一般病床退院率

【根拠】医療法施行規則別表第7の規定に基づき、医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る 基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号、令和5年3月改正)

# 「四国ブロック」

(人口10万対)

年齢	0~ 4歳	5~ 9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
男	60. 9	10.6	8.6	8.8	11.1	10.4	8. 5	10.6	13. 4	17. 2	25. 0	33. 3	46. 1	60. 9	81.6	97.7	124. 2
女	50.9	7. 1	5. 9	9. 6	18. 1	28. 9	29. 4	21. 3	16.3	17. 3	19. 5	23. 1	29. 1	37. 1	50.1	63. 6	94. 4

### C. 平均在院日数

【根拠】医療法施行規則別表第7の規定に基づき、医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る 基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号、令和5年3月改正) 17.1日 (四国ブロック)

## D. 病床利用率(一般病床)

【根拠】医療法施行規則別表第7の規定に基づき、医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る 基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号、令和5年3月改正) / 76% (全国・下限)

# E. 性別·年齢階級別療養病床入院受療率

【根拠】医療法施行規則別表第7の規定に基づき、医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る 基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号、令和5年3月改正)

# 

(人口10万対)

年齢	0~ 4歳	5~ 9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
男	0.0	0.0	0.0	3. 2	6. 2	6. 2	8.3	10.0	18.8	33. 5	51. 2	87. 2	140. 4	212. 6	330.7	541.7	1, 395. 7
女	0.0	0.0	0.0	3.4	3. 3	3. 3	5.7	7.7	8. 6	19. 2	32.0	55. 2	78.3	130.8	242. 7	498.7	1, 970. 2

## F. 介護施設、在宅医療等対応可能数

- 【根拠】・医療計画作成指針(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局通知、同年6月一部改正)
  - ・「医療計画及び介護保険事業(支援)計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」(令和5年6月30日付け厚生労働省 医政局地域医療計画課長、老健局介護保険計画課長、保険局医療介護連携政策課長連名通知)
- □ 協議の場(各構想区域の地域医療構想調整会議)における議論により決定

# <u>G. 病床利用率(療養病床)</u>

【根拠】医療法施行規則別表第7の規定に基づき、医療法第30条の4第2項第14号に規定する療養病床及び一般病床に係る 基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号、令和5年3月改正) 28% (全国・下限)

# <u>H.流入入院患者数(一般病床・療養病床)</u>

【根拠】医療計画作成指針(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局通知、同年6月一部改正)

□ ○ ○ ○ 当該区域への他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数

# <u>I. 流出入院患者数(一般病床・療養病床)</u>

【根拠】医療計画作成指針(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局通知、同年6月一部改正)

□ ○ ○ ○ 当該区域から他区域への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数

# 第8次愛媛県保健医療計画における基準病床数

# 1 一般病床及び療養病床

既存病床数との比較									
	宇摩	新居浜 西条	今治	松山	八幡浜 ・大洲	宇和島	合計		
①既存病床 (R5. 10. 31時点)	1, 001床 (919)	2, 684床 (2, 649)	1, 975床 (1, 831)	7, 565床 (7, 440)	1, 629床 (1, 544)	1, 640床 (1, 640)	16, 494床 (16, 023)		
②第8次医療計画 基準病床	637床	1, 965床	1, 467床	7, 770床	1, 345床	1, 405床	14, 589床		
差 (1)-2)	364床 (282) (過剰)	719床 (684) (過剰)	508床 (364) (過剰)	-205床 (-330)	284床 (199) (過剰)	235床 (235) (過剰)	1, 905床 (1, 434) (過剰)		

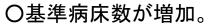
※ () 内は介護医療院へ転換した病床数を含めない病床数



- 〇宇摩、新居浜・西条、今治、八幡浜・大洲、宇和島は病床過剰地域。
- 〇松山圏域において、医療需要の増加により病床非過剰地域となる。
- 〇地域で整備する病床数の上限(非過剰地域であるからといって基準病床数に近づけるよう病床 を整備しなければならないものではない)

# 一般病床及び療養病床

	第7次医療計画との比較	
①第8次医療計画	②第7次医療計画	差 (1)-2)
14, 589床	13, 042床	1, 547床



※平均在院日数の告知数値が第7次計画と比べ増加。

第7次(前回):15.9日 ⇒ 第8次:17.1日

※全国的に第7次医療計画策定時より増加する見込み。

地域医療構想上の必要病床数(R7)との整合性						
①第8次医療計画	②必要病床数(R7)	差 (1)-2)				
14, 589床	14, 822床	-233床				

- 〇既に策定されている地域医療構想における病床の必要量との整合性を考慮した上で、基準病 床数を設定する必要がある
- 〇目的、算出方法や算出に利用しているデータが異なることから、必ずしも基準病床数と病床 の必要量は一致するものではない。
- ○病床数の合計から、病床数の大きな乖離はないと判断。

# 精神病床

- 【根拠】
- 医療法施行規則第30条の30第2項
- 医療計画作成指針(平成29年3月31日付け厚生労働省医政局通知、同年7月改正)
- ・医療法施行規則第30条の30第2号及び別表第7の規定に基づき、医療法第30条の4第2項第11号 に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(平成18年厚生労働省告示第161 号、平成29年3月改正)

令和8年にお ける当該県の 年齢別の急性 期入院患者数 の総和

令和8年にお ける当該県の +|年齢別の回復 期入院患者数 の総和

令和8年にお ける当該県の 年齢別の認知 症でない慢性 期入院患者数 の総和

令和8年にお ける当該県の 年齢別の認知 症である慢性 期入院患者数 の総和

1/(病床利用率)

- ※入院期間…急性期:3ヶ月未満、回復期:3ヶ月以上1年未満、慢性期:1年以上
- ※政策効果A…認知症を除く慢性期入院患者に係る係数(愛媛県:0.1)
- ※政策効果B…認知症の慢性期入院患者に係る係数(愛媛県:0.098)
- ※病床利用率…0.95





①既存病床(R5.10.31時点)

②第8次医療計画基準病床

差 (1)-(2)

4.310床

3,229床(全県)

1,081床(過剰)

# 結核病床

# 【根拠】医療法施行規則第30条の30第3項

都道府県の区域ごとに結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要なものとして都道府県知事が 定める数

- ⇒・医療計画作成指針(平成29年3月31日付け厚生労働省医政局通知、同年7月改正)
  - 「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」(平成17年7月19日付け健感発第0719001号厚生労働 省健康局結核感染症課長通知)
- A. 1日当たりの当該都 道府県の区域内における 法\*第19条及び第20条の 規定に基づき入院した結 核患者
- B. 法第19条及び第20条 の規定に基づき入院した 結核患者の退院までに要 する平均日数

C. 次に掲げる当該区域にお ける法第12条第1項の規定に よる医師の届出のあった年間 新規患者(確定例)発生数の区 分に応じ、それぞれに定める

D. 粟粒結核、結核性髄膜炎等の 重症結核、季節変動、結核以外の 患者の混入その他当該都道府県の 区域の実情に照らして1を超え1.5 以下の範囲内で都道府県知事が特 に定めた数値

※法:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



$$\times$$



- ①既存病床(R5.10.31時点)
  - 36床

②第8次医療計画基準病床

30床(全県)

6床 (過剰)

差 (1-2)

# 4 感染症病床

## 【根拠】医療法施行規則第30条の30第4項

都道府県の区域ごとに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第38条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている<u>特定感染症指定医療機関の感染症病床</u>並びに同条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている<u>第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準</u>として都道府県知事が定める数

#### <感染症指定医療機関一覧>

種類	圏域	医療機関名	既存病床数
第一種	県全域	愛媛大学医学部附属病院	2床
	宇摩	三島医療センター	4床
	丁序	HITO病院	4床
		県立新居浜病院	2床
	新居浜・西条	西条中央病院	2床
		済生会西条病院	2床
第二種	今治	今治市医師会市民病院	4床
	松山	県立中央病院	3床
	<i>Т</i> Д Ш	松山赤十字病院	3床
	八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院	2床
		西予市立西予市民病院	2床
	宇和島	市立宇和島病院	4床
合	計 	12医療機関	34床



①既存病床(R5.10.31時点)	②第8次医療計画基準病床	差 (①-②)
34床	34床(全県)	0床